

税 務

法律・労務対策事例版

No. 1841

10月の税務

- 1, 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…10月10日
- 2, 8月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所得税)・法人住民税〉
申告期限…10月31日
- 3, 2月、5月、8月、11月決算法人の3か月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…10月31日
- 4, 法人・個人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…10月31日
- 5, 2月決算法人の中間申告〈法人税・法人事業税・法人住民税〉…半期分
申告期限…10月31日
- 6, 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…10月31日
- 7, 消費税の年税額が4,800万円超の8月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…10月31日

《もくじ》

◎税務のニュース

首相／年内困難／衆院解散 …2

◇中小企業経営者のための豆知識

未払費用・未払金の計上

1. 未払費用・未払金とは …3
2. 会計上のルール …4
3. 税務上の「未払費用&未払金」の要件…5
4. 未払費用の仕訳例 …5
5. 従業員の給与、賞与を未払費用として計上
① 未払給与 …6

▽青色申告に関するFAQ

9) 確定申告用語集

○架空売上

1. 架空売上とは …9
2. なぜ架空売上をするのか …9
3. 架空売上の弊害 …10
4. 架空売上の手口 …11

◆中小企業経営者のための経営・法律相談

◎固定資産の「取得の日」と「事業の用に供した日」 …12

□中小企業経営者のための仕訳の実例

◎前払保険料の仕訳

1. 前払保険料とは
(1) 前払保険料の定義・意味など …15
2. 前払保険料の決算等における位置づけ等
(1) 財務諸表における区分表示と表示科目…16
3. 前払保険料の会計・簿記・経理上の取り扱い
(1) 会計処理方法

◇資産法と費用法 …16

税務のニュース

首相

年内困難 衆院解散

衆院解散・総選挙の年内実施が困難な情勢になった。岸田首相が10月20日召集の臨時国会で、経済対策の裏付けとなる2023年度補正予算成立を優先させる方針を固めたためだ。補正予算成立は11月後半以降が見込まれ、12月に予定される国際会議や2024年度予算編成などを踏まえると年内の衆院選は日程上厳しい状況だ。衆院選は来年以降の可能性が出てきた。複数の政権幹部が明らかにした。

首相は政府与党連絡会議で「今月末をめどに経済対策を取りまとめ、速やかに補正予算を編成し臨時国会に提出する」と表明した。10月22日投開票の統一補欠選挙の結果や国会情勢などを見極めながら年内解散の可否を最終判断する構え。

関係者によると、首相は経済対策を取りまとめた直後の衆院解散に慎重な姿勢を周囲に示した。自民党幹部は「補正予算を成立させるなら年内の選挙は難しい」と語った。首相側近は公明党関係者に「年内解散の可能性は低い」と伝えた。

山口県の貴賓車購入2,090万円

山口県が2,000万円あまりをかけ貴賓車として高級車のセンチュリーを購入したことをめぐり、住民が県知事に賠償を求めた裁判で、最高裁は住民の上告を退けました。購入手続きに違法性を認めず、住民が逆転敗訴した2審の判決が確定しました。

この裁判は、2020年に山口県が貴賓車としてトヨタ・センチュリーを2,090万円で購入したことは違法だとして、元県職員の

男性が県に対し、かかった費用を全額、村岡嗣政県知事に請求するよう求めたものです。男性は、センチュリーの購入は最少の経費で最大の効果を上げるなどと定めた地方自治法に反すると主張していました。

1審の山口地裁は購入について、「知事の裁量権を逸脱したもの」と認め、知事に賠償させるよう命じる判決を言い渡しました。しかし、今年5月、2審の広島高裁の判決で、「高額である感は否めないが、不当に高額だったとも認められない」などとして、一転して裁量権の逸脱を認めず、男性は逆転敗訴していました。

不服とした男性が上告し争っていましたが、最高裁は男性の上告を退ける決定をし、男性の敗訴が確定しました。

水俣病の認定訴訟、国が控訴へ

水俣病特別措置法の対象外となった原告128人全員を水俣病と認定し、国と熊本県、原因企業チッソに賠償を命じた大阪地裁判決について、政府が判決を不服として控訴する方針を固めたことが政府関係者への取材で分かった。

政府は、今回の判決を受け入れれば、感覚障害と他の症状の組み合わせを原則とした国の1977年判断条件による患者認定の枠組みに影響を与えかねないと判断。新潟、東京、熊本の各地裁で同種の訴訟が係争中であることも考慮したとみられる。

未払費用・未払金の計上

未払費用・未払金の計上は、期末決算のギリギリでも使える節税法です。

未払費用・未払金の計上とは、「今期に発生した費用で、支払が来期になって未払いのものを、当期の決算に計上する」というものです。

外注費や仕入代金は金額が大きいので、漏れなく計上されているでしょうが、金額の小さなものは見逃されているケースもあります。

小さな金額でも、チリも積もれば大きくなります。しかも、未払費用・未払金を使った節税は、追加のキャッシュアウトも伴わず、手軽に利用できるというメリットもあります。

期末の決算対策で、ぜひとも使っておきたい節税法です。

1. 未払費用・未払金とは

貸借対照表の負債の部に計上される「未払費用」と「未払金」の違いもよく質問される項目です。いずれも、購入した財（モノ）や役務（サービス）などの対価の支払いが未了であり、将来精算すべき負債である点は共通しています。

未払金とは、ざっくり言うと、ものを購入したりサービスの提供を受けたりした場合に、その代金を後から支払うときに使う勘定科目です。

ただし、売上の原価となる商品や材料の仕入代金や外注費など営業取引にかかわる取引については、「買掛金」を使います。

未払金を使う具体例としては、事務用品や消耗品、備品などを後払いで購入した場合や、広告のデザインや自動車の修理を後払いで依頼した場合などが挙げられます。

未払金は、勘定科目5分類（資産・負債・純資産・収益・費用）のうち「負債」に属する勘定科目です。

負債の勘定科目は、事業の財政状態を表す「貸借対照表」の右側に位置する「貸方」側に表示され、一定時点での負債（借金などマイナスの財産）がどのくらいあるかを知ることができます。

また、負債は、その支払期限により、流動負債と固定負債とに区分されます。具体的には、その支払期限が貸借対照表の日付の翌日から1年以内であるかどうかによります。

1年以内に支払う未払金であれば「未払金」として流動負債に、1年を超えるのであれば「長期未払金」として固定負債に表示します。

ただし、個人事業主が青色申告をする場合、税務署に提出する青色申告決算書では、負債の部があるだけで、流動負債・固定負債の区別をするところまでは求められていません。

未払金と未払費用は似たような言葉ですが、その意味が大きく違います。

未払金はものやサービスの提供を受けた時点で代金を支払うことが確定する

ので、それぞれが単発の取引として未払金の計上時期になります。もちろん、同じ取引先で何回も購入が行われ、月まとめて支払うような場合はその締め日にまとめて計上することでも構いません。

これに対して、未払費用は継続してサービスの提供を受けたりする場合に、その代金が後払いとなっているものに使う勘定科目です。

未払金はものの引き渡しやサービスの提供が終わっているのに対して、未払費用は途中経過なのです。

未払費用を使う具体例としては、借入金の利息や給与、家賃などで後払いになるものが挙げられます。

なお、時の経過に伴って費用が発生するため、未払費用は決算日など一定の計上時期でその期間分の金額を計算する必要があります。

2. 会計上のルール

会計上のルールでは、「未払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、すでに提供された役務に対していまだその対価の支払が終わらないものをいう」とあります。水道光熱費、家賃、給料、保険料、支払利息などの取引が該当します。

ポイントは、サービスの提供を継続的に受け、かつ、契約の全てが完了していないという点です。

例えば、従業員の給料を毎月20日締月末払いとしている場合、21日～月末までの従業員の勤務分は来月20日締分に含まれますが、月次決算では、21日～月末にすでに会社に提供された勤務分を、未払費用として計上します。

例) 21日～月末までの勤務分が100である場合

借方)	給料	100	貸方)	未払費用	100
-----	----	-----	-----	------	-----

これに対して、未払金は「広告料、販売手数料、売上割戻金等の未払額（未払費用に属するものは除く）は、・・・未払金に属するものとする」とされます。また、以前は「特定の契約等により既に確定している債務のうち、未だその支払が終わらないもの」と定義されていました。

具体的には、上記の費用項目以外に固定資産の購入などが挙げられます。

ポイントは、未払費用と異なり単発の取引が対象となり、かつ契約上の取引や期間が終了している点です。

例えば、固定資産が納入、据付、試運転を経て検収が終了した状況で、通常、債務が確定したと考えられます。そして、当月末に購入額の支払いが未了の場合に購入額を未払金として計上します。

未払金と未払費用は、いずれも債務の支払いが決算時点から1年以内に到来するものは流動負債、1年超のものは固定負債（長期未払金、長期未払費用）となります。

ちなみに、未払金のうち原材料や商品など会社の営業（主な事業）に関する仕入の未払額は「買掛金」とされます。

実務上では、継続的なサービス提供の場合であっても、既に契約期間が終了した部分の未払額について請求書を入手した分は確定債務として未払金に区分される場合があります。

3. 税務上の「未払費用&未払金」の要件

法人税法（第22条第3項）では、損金（＝税法上の費用）に算入できる範囲は、「償却費以外の費用で 当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く」と定められています。

つまり、「債務が確定している経費（費用）」であれば、損金に算入できるということです。この考え方を「債務確定主義」、「債務確定基準」といいます。

税務上、「債務が確定している経費（費用）」と認められるためには、以下の3つの要件に当てはまる必要があります。そして、これの要件を満たしている経費であれば、未払計上（未払費用、未払金で処理）してよいことになっています。

- ① 当該事業年度終了の日（＝決算日）までに債務が成立していること⇒支払い義務が確定していること
- ② 決算日までに具体的給付をなすべき原因事実が発生していること⇒法律上支払う契約があること
- ③ 決算日までに金額の合理的算定が可能なこと⇒金額が明らかであること、金額が計算できること

つまり、（税務署は）「既に商品やサービスの提供を受けていて（原因事実が発生）、支払金額がカチッと確定されていて（債務が成立、支払いが確定）、請求書が届いていたり支払いの明細が明らか（金額を合理的に算定）になっていれば、経費（損金）と認めますよ」ということです。

4. 未払費用の仕訳例

未払計上できる経費の科目としては、会社負担分の社会保険料、固定資産税、従業員給与、水道光熱費、新聞代、事務所家賃、保険料、電話代、プロバイダ代などがあり、以下のような2パターンの仕訳の方法があります。

下の①の仕訳（毎月末に未払計上するケース）は、毎月の期間損益を反映する処理方法ですので、こちらの仕訳処理を選択している会社も多いようです。

期間損益をより正確に計算できますので、試算表を活用した「月次の収支分析」などに役立つ方法です。

②の仕訳（支払い時にのみ費用計上&期末に未払計上するケース）は、金額も少額、毎月の金額の変動も大きくない、なおかつ毎月未払計上するのが煩雑である場合に、こちらを採用しているようです。

- ① 毎月末に未払計上するケース（期間損益を重視した仕訳処理）

8月分の電話代を、月末に費用計上した（便宜的に月末としました）。

	(借方)		(貸方)
通信費	2,000	未払費用	2,000

9月5日（銀行引き落とし日）に、普通預金から引き落とされた。

	(借方)		(貸方)
未払費用	2,000	普通預金	2,000

- ② 支払い時に費用計上&期末に未払計上するケース（簡略化を重視した仕訳）
8月分の電話代が、9月5日（銀行引き落とし日）に普通預金から引き落とされた。

	(借方)		(貸方)
通信費	2,000	普通預金	2,000

3月の決算期末に3月分の電話代を未払計上した。

	(借方)		(貸方)
通信費	2,050	未払費用	2,050

翌期首（4月1日）に再振替仕訳（振り戻し処理）をした。

	(借方)		(貸方)
未払費用	2,050	通信費	2,050

5. 従業員の給与、賞与を未払費用として計上

① 未払給与

期末に支払っていない給与（締め後給与）も、未払い計上できる場合があります。

例えば、給与の計算期間が、毎月25日締めの翌月10日払いだった場合、26日～月末までの給与を日割りで計算して、未払い計上する（当期の費用にする）ことも可能です。この場合、社会保険料の会社負担分についても、未払い計上するケースが多いかと思います。

未払給与を決算で計上する場合は、原則的には給与規定などにおいて、給与の計算期間や支給日が明確にされている必要があります。さらに、一度未払給与を計上したら、翌期以降も継続して計上する必要があります。

なお、役員報酬については、役員と会社との関係が委任契約ですので、役員報酬の日割り計算という考え方はないものと一般的に解されています。

② 決算賞与

当期に思いがけず利益が出たからと言って、期末日を過ぎてから決算賞与を計上しようとする会社が意外と多いです。

確かに、決算賞与を計上することで会社の税金は安くなり、従業員に還元することができる場合もありますが、決算賞与を税務上も当期の費用に計上するためには、次の要件を満たさなくてはなりません。

- ・期末までに、支給額を各人別に、かつ、すべての使用人に通知していること。
基本的には、書面で通知をしていることが望ましいです。

- ・その通知日の属する事業年度の末日の翌日から1か月以内（要は、翌期が始まって1か月以内）に支給額のすべてを使用人に支払っていること
- ・通知日の属する事業年度で損金経理すること（帳簿に費用として計上すること）

なお、役員や親族（みなし役員）に決算賞与を支給しても、役員に対する定期同額給与に該当しないため、税務上の費用としては認められないこともありますので注意が必要です。

6. 社会保険料も対象

社会保険料も未払費用の計上ができます。社会保険料は労使折半です。

このとき、

- ・従業員個人が負担する社会保険料は、給料から天引きして一旦会社が預かる
- ・会社負担分は月末に未払費用として計上する
- ・その合計額を年金事務所に納付する

という流れになります。

要は、会社負担分の社会保険料は、未払費用として処理しても大丈夫なのです。未払い計上できる理由は、「保険料の対象となった月に納付義務が確定している」からです。

しかし、中には会社負担分の社会保険料を、実際に支払った月に損金算入しているケースがあります。

未払費用の計上は、あくまで課税の繰延べ効果しかありませんが、社会保険料の負担は大きく、従業員が多ければその額はまとまったものになります。未払費用として当期に計上することを検討してみるのも方法です。

7. お金の出ていかない節税

節税をするなら、最初に考えたいのが「お金の出ていかない節税」です。

節税は利益を減らすことが基本なので、余計なキャッシュアウトが伴うパターンが多いです。しかし「未払費用の計上」には、追加のキャッシュアウトは生じません。繰延べ効果しかないとはいえ、その点が前払費用を使った節税とは違う点です。

8. 未払費用・未払金の注意点

実は、税務上、未払費用を使うはずの経費に「未払金」を使っても、特に問題にされません。なぜなら、未払費用の「定義」は、あくまでも会計上の定義（企業会計原則注解）であって、税務上（税法上）の要件ではないからです。

それよりも、税務上においては、「一旦、未払費用あるいは未払金の科目を使用したら、翌年度以降も継続して同じ科目を使用しなければならない」ということが求められます。

月によって未払金を立てたり、立てなかったりというのもアウトです。つまり、「継続性」が重要です。

昨年は「未払金」を使用したけれど、今年は「未払費用」を使おうかなといった、コロコロ変わるような処理は、税務上、問題となってしまいます。

このため、例えば、「水道光熱費の未払計上分は、未払費用を使う」と決めたら、その後も継続して「未払費用」勘定を使用し続けることが大事です。

とはいえ、普段から、会計上の基準で「未払費用」と「未払金」の区別をしておけば、何か新しい支払いが発生した際にも特に混乱することなく処理できるかと思えますので、この会計上の区分も頭に入れておくといいですね。

余談ですが、企業会計原則をはじめとする会計基準は、法律ではありませんが、慣習法として法体系の一部に組み込まれている「規範」(＝ルール)になります。このため、日常の経理においては、会計基準を念頭に置いて処理することが求められます。

9. 未払費用・未払金の節税以外のメリット

未払費用・未払金の計上には、節税以外にもメリットがあります。

管理会計という点から見ると、当期に発生した費用を当期で経理処理するのは、実情に合った方法です。

今年いくら利益が出たのか、正確に把握できるからです。

また、未払費用・未払金を、勘定科目の「買掛金」と仕分けしておくことも経営上の問題発見に役立ちます。

未払費用も未払金も「掛け」の購入あることに変わりませんが、買掛金と違うところは、営業外で発生した費用であることです。

買掛金は営業上の取引先との買掛取引の額になり、未払費用・未払金とは買掛の意味合いが違ってきます。

仮に、同じ買掛金で処理してしまうと、営業上の取引先の買掛期間を正確に把握することができません。

これは資金繰りに深く影響してくることです。

それに、未払費用・未払金を買掛金と一緒にしてしまうと、買掛金が膨らんでしまいます。

それにより、財務指標の流動性比率が低くなってしまいます。

流動性比率は銀行融資のスコリングの評価対象なので、数値が悪くなるのは資金調達にとってマイナスです。

10. まとめ

未払費用・未払金は、一つ一つの金額は小さいかもしれませんが、まとめると大きな金額になるかもしれません。

知らなかった、忘れていたでは、節税できていたものもできなくなります。

もちろん、未払費用・未払金とも課税の繰延べ効果しかありませんが、追加のキャッシュアウトを生じないという点ではメリットのある節税です。

小さいものもコツコツ集めて計上しておきましょう。

確定申告用語集

○架空売上 | 実際にはない利益をあるように見せかけて計上した利益

1. 架空売上とは

架空売上とは、実際には売上が無いにも関わらず、財務諸表に計上されている売上のことを意味します。売上の過大計上は、売上は存在しますが、実際の売上高よりも多く計上されている売上のことです。

押し込み販売は、まだ販売されていない商品を無理やり販売することであり、将来買い戻すことが約束されていることもあります。

架空売上であっても売上の過大計上であっても押し込み販売であっても、本当は存在しない売上を計上するという点では同じであり、昔からある粉飾決算の典型的な手口の1つです。営業マンが単独で行う事例もありますし、組織ぐるみで計画的に実行される事例もあります。

2. なぜ架空売上をするのか

(1) 営業ノルマの達成

営業マンは商品やサービスを売るのが仕事なので営業ノルマがあるのが通常です。「月々の新規契約数」や「契約金額」などのように契約数や契約金額で定められることが多いでしょう。

営業ノルマを達成できたかどうかで、自身の昇給やボーナスや昇進に直接影響してきます。そのため、営業マンが押し込み販売の手法により営業ノルマを達成したかのように見せようとすることがあります。また、営業マン個人ではなく営業全体で押し込み販売や売上の過大計上をする事例もあります。

(2) 株主からの圧力

会社には様々な利害関係者（ステークホルダー）が存在します。最も想像しやすいのは、上場会社の投資家である株主でしょう。株主は会社に対して投資をしているため、常に利益を上げることを期待しており、上場会社の場合はその傾向が顕著です。

そのようなことから、業績予想を開示するのは義務ではありませんが、9割以上の上場会社で業績予想を開示しています。容易に達成可能な業績を開示する訳にもいきませんし、ある程度の高い目標を持って作成されることでしょう。

そして、自ら開示した業績予想である以上、経営者はそれを達成しようと様々な方策を講じます。しかし、その業績が達成できなかった時には、目標

利益を達成したかのように見せるために、粉飾決算が行われ架空売上や売上の過大計上がされてしまうことがあります。

(3) 銀行対策

中小企業では、銀行対策を行うために架空売上が計上されるケースがあります。特に中小企業では、銀行の融資が下りなければ資金がショートしてしまい倒産してしまふことがあります。

銀行に対して、黒字で健全な会社ですということをアピールするために粉飾決算が行われ、架空売上や売上の過大計上がされてしまうことがあります。

最初の内は架空売上の計上で銀行融資を引っ張ってこれるケースがありますが、これ以上金融機関からの融資を受けれないとなった場合、M&Aで企業を売却することにより他社からの支援を受けようとするケースがあります。

ところがM&Aの「売り手」としては、都合の悪い情報は「買い手」に与えたくないと思うどころか、場合によっては隠そうとします。逆に「買い手」は適正な（か、できるだけ安い）価額で買いたいのですが、「売り手」ほどの十分な情報を得ることはできません。ここに大きな情報の格差が存在します。これを経済学の用語で「情報の非対称性」といいます。

そのため、M&Aにおいては適正な買収価格を算定するため、財務デューデリジェンス（財務DD）の実施がとても重要になってくるのです。

3. 架空売上の弊害

(1) 繰り返される架空売上

架空売上が計上されると財政状態や経営成績の見た目が良くなります。しかし、架空売上は1事業年度だけ行われるというケースは少ないのが実情です。架空売上の計上により目標利益を達成した場合、来期は更なる利益の獲得を要求されることとなり、ただでさえ達成していない利益をさらに上回る利益を上げなければならないこととなります。銀行対策であっても每期継続して黒字にする必要があることから、架空売上の計上による粉飾決算が繰り返し行われてしまいます。

このように架空売上はどんどん大きくなっていき、隠しきれずにどこかで世間にバレてしまい大事件になるという事例もテレビで見られます。

(2) 資金繰りへの影響

架空計上が計上されると利益も計上されるので、法人税や消費税などの税金を必要以上に支払う必要があります。業績に苦しんでいる企業は資金繰りも苦しいので、必要以上の税金を支払うこととなると、資金繰りがさらに厳しいものになってしまいます。その資金繰りを改善するには銀行から追加融資が必要となり、そのためにさらに架空売上の計上による粉飾決算が行われるという流れになります。

このようにして、架空売上の計上が何度も繰り返されてしまうのです。

(3) 売上債権の滞留

複式簿記では、貸方に売上高を計上した場合、借方に売掛金を計上する必要があります。しかし、この売掛金は入金されることがなく滞留し続けることがあります。

架空売上の計上が繰り返されると、1年ずつで見るとそれ程大きな変化はないかもしれませんが、同業他社と比べると明らかに売上債権が大きく膨らみます。そのため、M&Aの財務デューデリジェンス（財務DD）においては、売上債権が同業他社と比べて多くないかや滞留の有無について調べることになります。

まずは、売上債権回転期間を分析することにより大きな視点で粉飾決算の有無を検討することができます。

4. 架空売上の手口

(1) 帳簿だけ計上する

もっとも簡単な手法は、帳簿上だけ架空売上が計上する方法です。仕訳を計上するだけでよいので簡単にすることができます。

しかし、売上計上の根拠となる書類がないので、もし企業外部の第三者である監査人等のチェックは乗り越えることができません。

(2) 証憑書類を偽造する

企業外部の第三者のチェックを乗り越えるためには、書類を整えておく必要があります。自ら書類を偽造・作成することにより、通常取引と同様に外部から書類を受け取ったかのように書類を整えるのです。

巧妙な手口の場合、必要な証憑書類はすべて整っていることがあります。しかしそれでも、入金はされないことから、当該取引先への確認をされると架空売上の計上がバレてしまいます。

(3) グループ会社を使う

グループ会社を使って架空売上が計上する方法があります。これも昔からある古典的な組織ぐるみの粉飾決算の手口で、グループ会社間でグルグル回すことからグルグル回しや循環取引などと言われますが、一見すると書類は本物ですし入金もされるため、架空売上が判断するのは困難なことがあります。

しかし、どんどん利益を上乗せして取引がなされていくことから、どこかの会社では在庫が大きく膨れてしまいます。そのため、M&Aの財務デューデリジェンス（財務DD）においては、在庫が同業他社と比べて多くないかや滞留の有無について調べることになります。

まずは、棚卸資産回転期間分析を行うことにより、大きな視点で粉飾決算の有無を検討することができます。

中小企業経営者のための

経営・法律相談

固定資産の「取得の日」と「事業の用に供した日」

事例

会計ソフトを使っていて固定資産台帳へ資産を登録する時、必ずといっていいほど、取得した日とは別に「事業の用に供した日」や「事業供用年月日」を聞かれます。

この「事業の用に供した日（事業供用年月日）」とは、なんのことなのでしょうか。



◇アドバイス◇

固定資産の取得の日は、原則として、その固定資産の引渡しを受けた日（引渡しを受けるにあたり、検収する場合には検収終了の日）になります。それに対して、固定資産の事業の用に供した日は、いつでも本来の用途の用に供する状態であり、使用を開始する日を指します。

◆◇解

説◇◆

業務の一環で建物や車両などを購入する場合があります。

建物や車両を購入した場合、それらの資産の購入費用を一度に費用として処理することは通常出来ません。固定資産として資産計上し、耐用年数に応じて減価償却費を計上することで費用として処理されることとなります。

ところで、税法の規定では減価償却費を計上できるのは、固定資産の「取得の日」ではなく「事業の用に供した日」となっています。つまり、減価償却費の計算の起点は「事業の用に供した日」であるということです。実際、市販の会計ソフトの減価償却台帳に固定資産を登録する際にも「事業の用に供した日」の登録を求められるのですが、「取得の日」と「事業の用に供した日」には何か違いが

あるのでしょうか。

固定資産の取得の日は、原則として、その固定資産の引渡しを受けた日（引渡しを受けるにあたり、検収する場合には検収終了の日）になります。

それに対して、固定資産の事業の用に供した日は、いつでも本来の用途の用に供する状態であり、使用を開始する日を指します。引渡し後に、機械装置の試運転を行う場合や技術者から技術指導を受けてから稼働する場合がありますが、このような場合には、試運転や技術指導を受けている段階では、事業の用に供しているとはいえないこととなります。

したがって、購入した日と実際に使い始めた日が異なっていた場合、購入した日から減価償却費を計算して経費にすると、実際に使っていない日も含めて経費に計上することになるので、購入した日と使い始めた日の差だけ早く経費になり、決められた会計期間の中ではその分経費が多くなっているために申告を誤ることになります。

例) 12月決算 1年間の減価償却費 300万円

減価償却を開始した日

- ・取得年月日（1/1）で減価償却を開始した場合

減価償却費

$$120万円 \times 12/12か月 = 120万円$$

- ・事業供用年月日（3/1）で減価償却を開始した場合

減価償却費

$$120万円 \times 10/12ヶ月 = 100万円$$

取得年月日で開始した場合の方が、事業供用年月日で開始した場合に比べて20万円多く減価償却費を計上することになります。

なお、事業の用に供した日とは、資産を物理的に使用し始めた日のみをいうのではなく、例えば、賃貸マンションの場合には、建物が完成し、現実の入居がなかった場合でも、入居募集を始めていれば、事業の用に供したものと考えられています。

このように、固定資産の「取得の日」と「事業の用に供した日」には少し違いがあるわけですが、この違いが実務上の取扱いにどのような影響が出るのでしょうか。

「取得の日」と「事業の用に供した日」が同じ日の場合には取扱いに影響は出ませんし、同じ日でなかったとしても同じ月であるならば実務上の影響はほぼないと考えて良いと思います。減価償却費の計算は月割り計算で行う場合が多いため、「取得の日」と「事業の用に供した日」が同じ月ならば、同額の減価償却費を計上することになるためです。

事業供用年月日で申告を誤るのは、時期が早すぎるといった一点に絞られます。それでは、時期を誤った場合どのような影響があるのでしょうか。

時期を誤って大きな問題となりうる注意すべき点は一点で、その他ほとんどの小規模の会社では、問題は小さいといえるでしょう。

例えば、機械を例に考えてみましょう。

会計年度末が12月だとして、令和元年12月5日に売買契約を結んで機械を購入し、令和元年12月20日に納品になり、試運転等を終え、令和2年1月15日に稼働し始めたとしましょう。

取得年月日が12月20日で、事業の用に供した日が1月15日です。

大きな問題になるのは、税額控除又は特別償却を適用することができるケースです。税額控除又は特別償却を適用するには、その決算期のうちに事業の用に供していることが条件になります。したがってこのケースでは、令和元年12月31日までに事業の用に供していませんので、令和元年度中には税額控除又は特別償却を適用することができず、節税の機会を失って損を被るということも考えられます。次の決算期が赤字が見込まれていて、当期は黒字の場合、当期中に事業の用に供していたら法人税のうち20%の税額控除を受けられたのにという場合は、結構な痛手になるかと思えます。

税額控除又は特別償却を適用しない場合には、ケースバイケースですがあまり大きな問題とはならないケースが多いと思われます。

機械の価額が300万円で耐用年数を仮に8年として、1月分の減価償却費を計算すると62,500円です。

令和元年分の申告にはこの金額を載せてはいけません。しかし、たかだか6万円です。誤る税金はさらに少なくその所得金額に税率をかけた金額になります。仮に法人税率を例にとって15%とすると9,000円ほどです。これを指摘する国税調査官はいないと思われます。

この誤りが、所得金額ベースで何十万円にもなれば修正を求められるケースもあるかもしれません。

しかしながら、通常購入した日から稼働する日まで1月を超えるケースがどれほどあるのでしょうか。減価償却の月割計算は1月のうち1日でもあれば切り上げて1月とカウントするので1月以上差がなければ差ができないケースも多々出てきます。事業供用年月日を本当に検討したら実際に購入した日と3日ずれていたなんてことがあったとしてもほとんど意味をなしません。

以上のことから、中小企業で事業の用に供した日について注意を払って検討するという事は、決して多くないと思えます。

注意を要するのは、

- ① 税額控除又は特別償却を適用する場合
- ② 取得した日と実際に使い始めるまでに、何か月も差がある場合と購入した資産が高額で、取得した日と実際に使い始める日の差の月数の減価償却費が多額に及ぶ場合

この2点に限られるとっていいでしょう。

したがって、これらに当てはまることがなければ、「取得年月日＝事業供用年月日」と判断するのが、あまり時間をかけるところではないという意味で、合理的といえるかもしれません。

中小企業経営者のための

仕訳の実例

◎ 前払保険料の仕訳例

1. 前払保険料とは

(1) 前払保険料の定義・意味など

前払保険料とは、保険料に係る前払費用を処理するための資産勘定をいう。

(2) 他の勘定科目との関係

◇長期前払保険料

決算日の翌日から1年を超えて費用となる前払保険料については、長期前払保険料勘定で処理をする。

(3) 前払保険料の目的・役割・意義・機能・作用など

◇発生主義

発生主義により、前払いした費用のうち次期以降の費用となるものは、原則として、これを当期の損益計算から除去する（当期の損益計算には含めない）とともに、貸借対照表の資産の部に計上しなければならない。

この会計処理には、次の2つの法がある。

① 前払いの費用を支出したときは資産計上し、月末に経過分を徐々に費用化する（→資産法）

② 前払いの費用を支出したときは費用処理をし、期末に未経過分を資産計上したうえ費用の繰延をする（→費用法）

前払保険料は、上記のうち費用法による場合、期末に未経過分を資産計上するために用いられる資産勘定である。

(4) 前払保険料の位置づけ・体系（上位概念等）

◇前払費用

前払保険料は、前払費用のひとつとして決算整理仕訳で用いる勘定科目である。

前払費用には前払保険料も含めて次のようなものがある。

- ・前払家賃
- ・前払保険料
- ・前払利息

なお、後述するように、前払費用は前払家賃などの貸借対照表上の表示科目であるが、前払家賃などの代わりにそのまま前払費用勘定を用いてもよい。

2. 前払保険料の決算等における位置づけ等

(1) 財務諸表における区分表示と表示科目

貸借対照表 > 資産 > 流動資産 > 前払費用

(2) 区分表示

◇流動資産

前払保険料などの前払費用は、流動資産に属する。

企業会計原則注解

[注16] 流動資産又は流動負債と固定資産又は固定負債とを区別する基準について

…

前払費用については、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に費用となるものは、流動資産に属するものとし、一年をこえる期間を経て費用となるものは、投資その他の資産に属するものとする。

会社計算規則

(資産の部の区分)

第七十四条 …

3 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一 次に掲げる資産 流動資産

…

カ 前払費用であって、一年内に費用となるべきもの

(3) 表示科目

◇前払費用

仕訳上の勘定科目（前払家賃・前払保険料・前払利息など）をそのまま貸借対照表の表示科目として用いるのではなく、これらは前払費用としてまとめて表示する。これは、外部へ報告するにはそのほうがわかりやすいからである。

このように前払保険料については、仕訳上の勘定科目と貸借対照表上の表示科目とが異なるので注意。

3. 前払保険料の会計・簿記・経理上の取り扱い

(1) 会計処理方法

◇資産法と費用法

前述したように費用収益対応の原則から、前払保険料のうち次期以降の費用となるものは、原則として、これを当期の損益計算から除去する（当期の損益計算には含めない）とともに、貸借対照表の資産の部に計上しなければ

ならない。

この会計処理には、次の2つの方法がある。

- ① 前払いの費用を支出したときは資産計上し、月末に経過分を徐々に費用化する(→資産法)
- ② 前払いの費用を支出したときは費用計上し、期末に未経過分を資産計上して費用の繰延をする(→費用法)

前払費用は、原則として、資産法により支出したときに資産計上し、役務の提供を受けたときに費用計上すべきものである(必要経費又は損金に算入する)。しかし、実務上では、支出したときに費用計上する費用法が一般的である(その詳細は後述)。

(2) 費用の認識基準(計上時期・期間帰属)

(短期前払費用)

◇現金主義

費用法による場合、さらに重要性の原則から、重要性の乏しいものについては、継続適用を前提にして、支払時にすべて費用処理をすることが認められ、前払費用(つまり、資産)に計上しなくてもよいとされている。

換言すれば、前払保険料については費用の認識基準として、原則とされる発生主義ではなく、現金主義が例外的に認められているということである。

企業会計原則

重要性の原則は、財務諸表の表示に関しても適用される。

重要性の原則の適用例としては、次のようなものがある。

...

- (2) 前払費用、未収収益、未払費用及び前受収益のうち、重要性の乏しいものについては、経過勘定項目として処理しないことができる。

なお、税務上も、この企業会計上の重要性の原則に基づく会計処理が認められ、短期前払費用について、収益との厳密な期間対応による繰延経理をすることなく、その支払時点で必要経費または損金に算入をすることが認められている。具体的には、決算日が12月31日の場合、12月中に保険料等の向こう1年分を前払いしたときは、その全額をその年の必要経費又は損金に算入できる。経営セーフティ共済で掛金を前納した場合において前納期間が1年以内であるものは、支払期の必要経費または損金として算入できるとされているのもこれに基づくものである。

所得税基本通達

(短期の前払費用)

37-30の2 前払費用(一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうち、その年12月31日においてまだ提供を

受けていない役務に対応するものをいう。以下、この項において同じ)の額はその年分の必要経費に算入されないのであるが、その者が、前払費用の額でその支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合において、その支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する年分の必要経費に算入しているときは、これを認める。

法人税基本通達
(短期の前払費用)

2-2-14 前払費用 (一定の契約に基づき、継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうち、当該事業年度終了の時に於いて、まだ提供を受けていない役務に対応するものをいう)の額は、当該事業年度の損金の額に算入されないのであるが、法人が、前払費用の額でその支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合において、その支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときは、これを認める。

(2) 実務上の取り扱い

◇前払費用勘定

前述したとおり、通常は個別的に前払家賃・前払保険料・前払利息などの勘定科目で処理をし貸借対照表でこれらが前払費用というひとつの表示科目にまとめられる。しかし、前払家賃勘定などで個別的に処理をするのはあくまで内部的な管理のためにすぎない。したがって、これらを貸借対照表にまとめあげることが面倒であれば、最初から前払費用勘定で処理をしてもよい。

ただし、この場合、補助科目を使って前払家賃・前払保険料・前払利息などを区別して管理する。

◇期末(決算時)等

費用法による場合

決算整理仕訳

・費用の繰延

当期の費用として支払った金額のなかに次期以降の期間に対する費用が含まれている場合は、その次期以降の期間に対応する費用を当期の費用から除去するとともに資産計上して次期以降に繰り延べる会計処理(費用の繰延)を行う。

具体的には、次期以降の期間に対応する費用の金額を該当する費用勘定の貸方に記帳するとともに、前払保険料勘定(資産)の借方に記帳して資産計上する。

企業会計原則

[注5] 経過勘定項目について

(1) 前払費用

…、このような役務に対する対価は、時間の経過とともに次期以降の費用となるものであるから、これを当期の損益計算から除去するとともに貸借対照表の資産の部に計上しなければならない。…

◇翌期首

再振替仕訳

翌期首には、資産として繰り延べられた金額を費用に戻す会計処理（再振替仕訳）を行う。

すなわち、決算整理仕訳で行った仕訳の反対仕訳を行う。

具体的には、費用勘定の借方に記帳するとともに前払保険料勘定（資産）の貸方に記帳する。

(3) 取引の具体例と仕訳の仕方

◇費用法

1 保険料20万円を4月1日に支払ったとき

例題 1年分の保険料20万円を4月1日に支払った場合（会計期間は1月1日から12月31日とする）

保険料	200,000	普通預金	200,000
-----	---------	------	---------

★ポイント★ 前払いの保険料を支払ったときは費用処理をする。

2 期末（決算時）

決算整理仕訳

前払保険料	50,000	保険料	50,000
-------	--------	-----	--------

★ポイント★ 次期以降に係る費用を前払保険料勘定に振り替えて、資産化する。

3 翌期首

再振替仕訳

保険料	50,000	前払保険料	50,000
-----	--------	-------	--------

★ポイント★ 決算日の反対仕訳をする。